

建設技能者 職業能力基準(とび)(案)

職業レベル		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4		
名称		見習技能者	中堅技能者	職長・熟練技能者	登録基幹技能者		
経験年数(目安)		3年まで	4~10年	5~15年	10~15年以上		
賃金指標(目安)							
とび技能者 対象イメージ	見習い工として修業中のとび技能者	見習い工を修了し、現場での経験を積んだとび技能者	グループ長、職長として技能者を統率しとび工事に関する一連の作業ができる熟練技術者	現場管理や工法、技術等について元請管理者と協議し、指示・調整等を行う技能者			
区分の目安(職務概要)	施工の基礎的な知識があり、工具・機械等の安全な使い方を知り、作業の補佐ができる	中堅技能者としてとび作業を工程や工事の流れに沿って正確にできる	必要な資材の発注、手戻りのない段取りの検討、技能者への作業の指示、工程管理ができる。各職方との段取りの調整ができる	元請の管理者を補佐し、工事管理を行う。技能、知識を第三者に正しく説明、指導ができる			
生産レベルの目安(作業の精度・早さ)	上司の指示を受け、手順を確認しながら作業を行うことができる	正確な作業ができ、一般的な早さ・精度がある	作業の精度が平均的な技能者より格段に早く手直しもほとんどない作業ができる	作業そのものより、作業指示・各種管理の総括的確に行える			
専門知識・基本技能	器具工具、建設機械の知識・管理	器具工具	・とび工事に使用する器具工具の種類、用途、使用方法の基本的な知識がある <器具工具> しの、スパナ類、ベンチカッター、ハンマー、電動レンチ、ボルシング、ラチェットレンチ、バーレル、水準器	・とび工事に使用する器具工具の種類、用途、使用方法、手入れの仕方を習得している	・とび工事に使用する器具工具の使い方、手入れの方法を正しく指導ができる		
			・基本の墨出し道具、計測用具を使うことができる ・建設工事(仮設工事、土工事、躯体工事、解体工事)に使用する機械、設備の基本を理解している	・建設工事(仮設工事、土工事、躯体工事、解体工事)に使用する機械、設備を理解している	・建設工事(仮設工事、土工事、躯体工事、解体工事)に使用する機械、設備を正しく指導ができる		
	材料知識	とび工事用材料	・とび工事用材料(足場材、支保工材、養生材、土止め用材、荷揚げ用材)の種類、用途の基本を理解している	・とび工事用材料(足場材、支保工材、養生材、土止め用材、型わく材、荷揚げ用材)の種類、用途を理解している	・とび工事用材料(足場材、支保工材、養生材、土止め用材、型わく材、荷揚げ用材)の種類、用途を正しく指導ができる		
			・建築用材料の種類、用途の基本を理解している <建築用材料> 鋼材、ワイヤーロープ、鋼製金具、木材、セメント、コンクリート及びコンクリート成形品、杭材、地業用材等	・建築用材料の種類、用途を理解している			
	基本知識	図面・用語	・指導のもと、建設工事の主要な施工図、作業手順書を読むことができる ・基本の部材の名称・特性、用語を理解している	・建設工事の主要な施工図、仮設の配置図、組立図面を理解できる ・組立計画図の作図ができる	・建設工事の主要な施工図、仮設の配置図、組立図面を理解し、効率的な作業の進め方を考慮した作業指示ができる		
			・仮設建築物(足場・架設通路、構台、支保工等)の種類、構造について基本を理解している ・建築物の構造の種類、特徴について基本を理解している ・木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の建築物の組立て、解体工事方法の概略の知識がある	・仮設建築物(足場・架設通路、構台、支保工等)の種類、構造について理解している ・建築物の構造、特徴について理解している ・木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の組立て、解体工事方法を理解している ・力学に関する基礎知識がある	・仮設建築物(足場・架設通路、構台、支保工等)の種類、構造について詳細な知識がある ・建築物の種類、構造、特徴を理解し、指導ができる ・木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の組立て、解体工事方法の詳細な知識がある		
	専門技能	とび工事	基本事項	・指示を受けて、建築工事における各種とび作業の必要機材の準備ができる ・資材の持ち方、担ぎ方を理解し、建設工事に使用する材料の運搬作業ができる ・指導のもと、玉掛け、荷降し作業の補助ができる ・玉掛けと合図の方法を学んでいる	・建築工事における各種とび作業の工程を作成し、必要機材の準備ができる ・足場・支保工の組立て・解体、鉄骨の組立て作業がひとりできる ・玉掛けの方法を理解し、重量目測、玉掛け用具の選定及び使用、掛け外しができる ・クレーン等の運転のための玉掛けの合図ができる	・足場・支保工の組立て・解体、鉄骨の組立て作業の指導ができる ・玉掛けの方法を指導し、重量目測、玉掛け用具の選定及び使用、掛け外しの指示ができる	・他の専門工事の状況を把握した上で工程を作成し、必要機材の準備等の段取りの指導ができる
			仮設設備の専門知識	・仮設設備の専門知識を理解している	・仮設設備の基準や安全の専門知識があり、計画図や作業手順書の内容を理解できる	・元請管理者と協議して仮設計画に必要な専門的な助言、補佐ができる ・仮設設備に係る専門知識、経験から、作業手順の標準を見直して安全性、作業効率の向上の検討ができる	
				・仮設設備に係る墜落、落下等の危険を理解している	・墜落、落下等の危険箇所を発見して職長へ報告し、適切な対策の作業ができる	・元請管理者と協議して現場の状況に応じて想定される危険を予測し、必要な専門的な助言、補佐ができる	
			仮設工事(足場とび)	・指示を受けて、墨出し、水平・垂直出しの補助ができる ・仮設の建設物(仮囲い、工事用仮設建築物、架設通路、構台、支保工)の組立て、解体手順の基本知識があり、指導のもと、作業の補助ができる ・足場(丸太、単管、棒組)の組立て、解体手順の基本知識があり、指導のもと、作業の補助ができる ・指示を受けて、番線・ロープ結束、ネット・シート貼り(養生)作業ができる	・墨出し、水平・垂直出しができる ・仮設の建設物(仮囲い、工事用仮設建築物、架設通路、構台、支保工)の組立て、解体手順を理解し、組立て、解体作業ができる ・足場(丸太、単管、棒組)の組立て、解体手順を理解し、組立て、解体作業ができる	・仮設の建設物(仮囲い、工事用仮設建築物、架設通路、構台、支保工)の組立て、解体の手順を理解し、組立て、解体作業の指示ができる ・足場(丸太、単管、棒組)の組立て、解体手順を理解し、組立て、解体作業の指示ができる	・他の専門職種が安全に効率よく作業できる段取り作業として、仮設工事の統括ができる
				・鉄骨組立(鉄骨とび)	・鉄骨の組立て方法を理解している	・鉄骨の組立て方法を理解し、下部(地走り)と上部(取り付け)共、建て方の作業ができる	・とび作業を安全かつ効率的に行うため、技能者を適切に配置し、作業方法・手順の段取り、統括ができる
				・タワー・クレーン工事	・タワークレーンの組立て、解体方法の基本を理解している	・タワークレーンの組立て、解体方法の手順を理解し、作業ができる	
				・重量物運搬(重量とび)	・重量物の運搬方法の基本を理解している	・重量物の運搬方法、目測を理解し、重量物の捲揚げ、据付作業ができる	
			土工工事	・掘削、土止め、地業	・指示を受けて、掘削工事の作業補助ができる ・指示を受けて、地業工事の作業補助ができる ・指示を受けて、土止め工法の作業補助ができる	・掘削工事(根切り)の方法(布掘り、溝掘り、段掘り)を理解し、作業を進めることができる ・地業の方法(玉石地業、割栗地業、砂利敷地業、杭打ち地業)を理解し、作業を進めることができる ・土止め工法(矢板・腹おこし・切りばりによる土止め、連続土止壁)を理解し、作業を進めることができる	・土工事、コンクリート工事の工程を把握し、各作業を確認し統括ができる
				・コンクリート打設	・コンクリート打設の概略の知識を有し、指示を受けて、打設の補助ができる	・コンクリート打設の方法を理解し、打設・養生作業ができる	
	資格※	職業能力開発促進法	○ 3級とび技能士	○ 2級とび技能士	○ 1級とび技能士	※ 職業訓練指導員	
		労働安全衛生法	◎ 安全衛生教育(履入れ時) ◎ 玉掛特別教育(1t未満) ◎ 足場の組立て等作業従事者特別教育 ◎ 建設用リフト運転特別教育 ◎ フォークリフト運転特別教育(1t未満) ◎ 高所作業車運転特別教育(10m未満) ◎ クレーン特別教育(5t未満) ◎ 移動式クレーン特別教育(1t未満) ◎ 動力巻き上げ機運転特別教育	◎ 職長・安全衛生責任者教育 ◎ 玉掛技能講習(1t以上) ◎ 足場の組立て等作業従事者技能講習 ◎ 型枠支保工組立て等作業従事者技能講習 ◎ フォークリフト運転技能講習(1t以上) ◎ 高所作業車運転技能講習(10m以上) ◎ 小型移動式クレーン運転技能講習(1t以上5t未満) ◎ 床上操作式クレーン運転技能講習(5t以上) ◎ 建築物等の鉄骨組立て等作業従事者技能講習 ◎ ガス溶接技能講習 ◎ クライミングクレーン組立て・解体作業指導者安全講習 ◎ 工事用エレベーター組立て解体作業指導者安全講習	◎ 職長・安全衛生責任者教育(再) ※ RST・新CFT講座		
			○ 2級建築施工管理技士(躯体) ※2級建築施工管理技士(建築・仕上げ)	※1級建築施工管理技士		○ 登録専・土工基幹技能者 (監理技術者)	
		建設業法	← →	← →	← →	○ 登録専・土工基幹技能者 (監理技術者)	
		建築士法				※ 建築士(1・2級)	
		その他	※ 普通自動車免許				

※凡例 ◎:当該業務に従事する上で必須の資格 ○:技能レベルを判断する資格 ※:ステップアップしていく上で取得が望ましい資格